

平成26年8月12日

関係団体の長様

鹿児島県保健福祉部介護福祉課長

介護保険最新情報（vol.386-387について）の周知について

このことについて、別添のとおり厚生労働省から送付がありましたので、貴会会員施設等へ周知くださるようお願いいたします。

記

介護保険最新情報

○vol386

- ・平成26年度介護報酬改定検証・研究調査への協力依頼について

○vol387

- ・平成26年10月1日以降の東日本大震災により被災した被保険者の利用者負担の減免措置に対する免除証明書等の取り扱いについて

問い合わせ先

鹿児島県保健福祉部介護福祉課
事業者指導係

TEL : 099-286-2676

FAX : 099-286-5554

メール : k-jigyo@pref.kagoshima.lg.jp

各都道府県介護保険担当課（室）

各保険者介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御中

← 厚生労働省 老健局 老人保健課

介護保険最新情報

今回の内容

平成26年度介護報酬改定検証・研究調査への
協力依頼について

計6枚（本紙を除く）

Vol.386

平成26年7月29日

厚生労働省老健局老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきます
ようよろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111（内線 3961、3949）
FAX：03-3595-4010

平成26年7月29日

各都道府県介護保険担当主管部（局）
各市区町村介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局 振 興 課
老人保健課

平成26年度介護報酬改定検証・研究調査への協力依頼について

介護保険制度の推進につきましては、日頃より格別のご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、平成24年度介護報酬改定による効果の検証・調査研究（※）を行い、次期介護保険制度の改正及び介護報酬の改定に必要な基礎資料を得ることを目的に、平成25年度に引き続き、平成26年度介護報酬改定検証・研究調査（※※）を実施することといたしました。

今回の調査の結果は、社会保障審議会介護給付費分科会等における今後の議論のための基礎資料として活用される大変重要なものです。

つきましては、調査の趣旨をご理解いただき、貴管内の介護保険施設・事業所に対し、調査への協力について周知するなど特段のご配慮をお願いいたします。

※ 介護報酬改定検証・研究委員会について・・・・・・・・別紙1 P1参照

※※ 平成26年度介護報酬改定検証・研究調査について・・別紙1 P1及びP2参照

* 調査のスケジュールについて（別紙2参照）

** 第104回社会保障審議会介護給付費分科会（平成26年7月23日(水)）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000051884.html>

（平成26年度調査票については、資料6参照）

（平成26年度調査の委託先については、参考資料8参照）

介護報酬改定検証・研究委員会の設置について①

別紙1

1 目的

- 平成27年度の介護報酬改定に向けて、平成24年度の介護報酬改定の効果の検証や「平成24年度介護報酬改定に関する審議報告」において検討が必要とされた事項に関する実態調査等を行うことを目的として、社会保障審議会介護給付費分科会に介護報酬改定検証・研究委員会を設置する。

2 調査内容(平成26年度調査)

- (1) 介護保険制度におけるサービスの質の評価に関する調査研究事業
- (2) 集合住宅の入居者を対象としたケアマネジメントの実態に関する調査研究事業
- (3) 複合型サービスにおけるサービス提供実態に関する調査研究事業
- (4) 介護老人保健施設の在宅復帰支援に関する調査研究事業
- (5) 介護サービス事業所における医療職の勤務実態および医療・看護の提供実態に関する横断的な調査研究事業
- (6) リハビリテーションにおける医療と介護の連携に係る調査研究事業
- (7) 中山間地域等における訪問系・通所系サービスの評価のあり方に関する調査研究事業

3 委員

- 公益委員及び学識経験者13名により構成(平成26年7月16日現在)

介護報酬改定検証・研究委員会の設置について②

4 今後のスケジュール

(平成26年)

- 7月
 - ・ 介護報酬改定検証・研究委員会 : 調査票（最終案）の決定
 - ・ 社会保障審議会介護給付費分科会 : 調査票（最終案）の了承
 - ・ **調査実施**

- 8月・9月 : 集計・分析・検証

- 10月
 - ・ 介護報酬改定検証・研究委員会及び社会保障審議会介護給付費分科会 : 速報値を報告

- 11月・12月 : 分析・検証

(平成27年)

- 1月・2月 : 分析・検証

- 3月以降
 - ・ 介護報酬改定検証・研究委員会 : 調査結果に対する評価を実施
 - ・ 社会保障審議会介護給付費分科会 : 介護報酬改定検証・研究委員会から報告された調査結果について了承

改定検証・研究委員会における平成26年度調査のスケジュール(予定)【8月】

	(1) 介護保険制度におけるサービスの質の評価に関する調査研究事業	(2) 集合住宅の入居者を対象としたケアマネジメントの実態に関する調査研究事業	(3) 複合型サービスにおけるサービス提供実態に関する調査研究事業	(4) 介護老人保健施設の在宅復帰支援に関する調査研究事業	(5) 介護サービス事業所における医療職の勤務実態および医療・看護の提供実態に関する横断的な調査研究事業	(6) リハビリテーションにおける医療と介護の連携に係る調査研究事業	(7) 中山間地域等における訪問系・通所系サービスの評価のあり方に関する調査研究事業
1日(金)						調査票発出③	調査票発出
2日(土)							
3日(日)							
4日(月)							
5日(火)							
6日(水)							
7日(木)							
8日(金)					調査票発出	調査票発出	
9日(土)							
10日(日)							
11日(月)							
12日(火)							
13日(水)	回収・督促等期間		回収・督促等期間				
14日(木)							
15日(金)							
16日(土)							
17日(日)							
18日(月)		督促ハガキ発出日			回収・督促等期間		督促ハガキ発出日
19日(火)							
20日(水)			調査票締切日				調査票締切日
21日(木)							
22日(金)			督促ハガキ発出②				調査票締切日
23日(土)							
24日(日)							
25日(月)							
26日(火)						督促ハガキ発出日	
27日(水)							
28日(木)							
29日(金)	調査票締切日(Webでの締切)				調査票締切	調査票締切	
30日(土)							
31日(日)							

改定検証・研究委員会における平成26年度調査のスケジュール(予定)【9月】

	(1) 介護保険制度におけるサービスの質の評価に関する調査研究事業	(2) 集合住宅の入居者を対象としたケアマネジメントの実態に関する調査研究事業	(3) 複合型サービスにおけるサービス提供実態に関する調査研究事業	(4) 介護老人保健施設の在宅復帰支援に関する調査研究事業	(5) 介護サービス事業所における医療職の勤務実態および医療・看護の提供実態に関する横断的な調査研究事業	(6) リハビリテーションにおける医療と介護の連携に係る調査研究事業	(7) 中山間地域等における訪問系・通所系サービスの評価のあり方に関する調査研究事業
1日(月)			回収・督促等期間				
2日(火)		疑義照会		回収・督促等期間	疑義照会		
3日(水)					回収・督促等期間	疑義照会	
4日(木)						回収・督促等期間	
5日(金)							
6日(土)							
7日(日)							
8日(月)							
9日(火)				疑義照会			
10日(水)							
11日(木)							
12日(金)							
13日(土)							
14日(日)							
15日(月)							
16日(火)							
17日(水)							
18日(木)							
19日(金)							
20日(土)							
21日(日)							
22日(月)							
23日(火)							
24日(水)							
25日(木)							
26日(金)							
27日(土)							
28日(日)							
29日(月)							
30日(火)							

各都道府県介護保険担当課（室）

各保険者介護保険担当課（室） 御中

← 厚生労働省 老健局 介護保険計画課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

平成26年10月1日以降の東日本大震災により被災した被保険者の利用者負担の減免措置に対する免除証明書等の取扱いについて

計3枚（本紙を除く）

Vol.387

平成26年8月4日

厚生労働省老健局介護保険計画課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますようよろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線2164)
FAX：03-3503-2167

事 務 連 絡
平成 26 年 8 月 4 日

各都道府県介護保険主管部（局）御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

平成 26 年 10 月 1 日以降の東日本大震災により被災した被保険者の
利用者負担の減免措置に対する免除証明書等の取扱いについて

東日本大震災により被災した被保険者の利用者負担及び保険料の減免措置に対する財政支援については、「東日本大震災により被災した被保険者の利用者負担等の減免措置に対する財政支援の延長等について」（平成 26 年 2 月 19 日付け厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡）においてお示ししているところですが、「平成 26 年度介護保険災害臨時特例補助金の取扱いについて」（平成 26 年 6 月 13 日付け老発 0613 第 3 号厚生労働省老健局長通知）の別紙「平成 26 年度介護保険災害臨時特例補助金取扱要領」の別記「利用者負担額軽減支援事業」において示している「利用者負担額軽減支援事業対象者認定票」（以下「認定票」という。）にかかる平成 26 年 10 月 1 日以降の取扱いについて、下記のとおり改めてお知らせするとともに、別添のとおりリーフレットを作成いたしましたので、管内市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。）、サービス事業所等に再度周知を図るようよろしく申し上げます。

記

・利用者負担額軽減支援事業対象者認定票について

現在、全域が避難指示区域等（注1）又は旧緊急時避難準備区域等（注2）である町村に住所を有する被保険者は、利用者負担の減免を受けるに当たり、被保険者証の提示を認定票の提示に代えることができることとしている。このうち、旧緊急時避難準備区域等をその区域に含む以下の町村に住所を有する被保険者については、上位所得層が減免措置に対する財政支援の対象外となり（注3）、被保険者証の住所表示のみをもって減免の有無を判別できないことから、平成 26 年 10 月 1 日以降は認定票の提示が必要となることにご留意いただきたい。

なお、認定票の交付は「介護保険利用者負担額免除証明書」の交付（有効

期限が平成 27 年 2 月 28 日までの間のいずれかの日となっているものに限る。)をもって代えることができる。

(福島県) 広野町、檜葉町、川内村

※全域が避難指示区域等である以下の町村に住所を有する被保険者については、引き続き、被保険者証の提示を認定票の提示に代えることができる。

(福島県) 富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村

(注 1) 帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域、特定避難勧奨地点(ホットスポット)の4つの区域等をいう。(平成 26 年度に指定が解除された区域を含む。)

(注 2) 旧緊急時避難準備区域、平成 25 年度以前に指定が解除された特定避難勧奨地点(ホットスポット)の2つの区域等をいう。

(注 3) 旧緊急時避難準備区域等の上位所得層(被保険者個人の合計所得金額 633 万円以上を基準とする。)の被保険者にかかる財政支援

①利用者負担免除措置(利用者負担額軽減支援事業)に対する財政支援
平成 26 年 9 月 30 日まで

②保険料減免措置に対する財政支援
平成 26 年 9 月分まで

平成26年10月1日以降も、以下の方については、介護サービスの利用者負担が免除となります。

1. 利用者負担の免除を受けることができる対象者と期限

○東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等^(※1)の被災者の方

○上位所得層^(※2)を除く旧緊急時避難準備区域等^(※3)の被災者の方 →平成27年2月28日まで

(※1) 帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域、特定避難勧奨地点(ホットスポット)として指定されている4つの区域等です。(平成26年度に指定が解除された区域を含みます。)

(※2) 個人の合計所得金額が633万円以上の方を指します。

(※3) 旧緊急時避難準備区域、平成25年度以前に指定が解除された特定避難勧奨地点(ホットスポット)の2つの区域等です。

(※4) 震災発生後、他市町村へ転出された方を含みます。
(お住まいの市町村での免除の実施については市町村の窓口にお問い合わせ下さい。)

(注) 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等の被災者以外の方
○ 市町村により、引き続き、介護サービスの利用者負担が減免されることがあります。
○ 詳細については、お住まいの市町村へお問い合わせ下さい。

2. 被保険者証に記載された住所が福島県の以下の町村の方は、引き続き平成27年2月28日まで免除証明書の提示は不要です。

町村名

富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村

(注) 上記の町村以外の住所の方で、利用者負担の免除を受けるためには、有効期限が切れていない免除証明書が必要です。

(注) これまで免除証明書が不要とされてきた(福島県) 広野町、楢葉町、川内村の方は、平成26年10月以降、免除証明書の提示が必要となります。

免除証明書に関してご不明な点があれば、お住まいの市町村の窓口にお問い合わせください。